第一種フロン類充塡回収業者 **登録（新規及び更新）申請**の手引き

◎ 佐賀県内において、第一種フロン類充塡回収業者としてフロン類の充塡・回収業務を行う場合には、事前に申請手続を行って、佐賀県知事の登録を受ける必要があります。
◎ 新規登録・更新ともに、申請方法はほぼ同様です。

◎ 登録に必要な書類

□ 申請手数料 （佐賀県証紙 5000円）（新規・更新ともに同額）
- 現金納付による受付は行っておりません。
- 佐賀県証紙の売りさばき所は下記ホームページからご確認ください。
  →佐賀県証紙売りさばき所一覧　http://www.pref.saga.lg.jp/web/urisabakisyo.html

□ 登録申請書（様式第1）
- 記入例は3～4ページをご参照ください。
- 複数の事業所で回収を行う場合は、各事業所毎に様式第1を用意し記載してください。
  （手数料は事業場数に関わらず一律5000円です。）

□ 添付書類

1	申請者本人を確認できる書類　（※1）	外国人	外国人登録証明書の写し
		法人	登記事項証明書
		個人	不要
2	フロン類回収設備を有することを証明する書類　（※2）	自己で保有する場合	購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し（※3）
		他者から借りる場合	借用契約書及び貸主の所有が確認できる書面（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書など）の写し
		共同使用する場合	共同使用規定書及び所有者の所有が確認できる書面（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書など）の写し
3	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類　（※4）	取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し	
4	申請者が法第29条第1項に該当しないことを説明する書類	誓約書など （5ページ参照）	
5	十分な知見を有するものを確認する書類　（※5）	資格の免状の写し	

※1　申請日より3ヶ月以内に発行されたものであること。
※2　更新申請において、上記書類が添付できない場合は、5年前の申請と同一のフロン類回収設備に限り、誓約書（回収設備所有権）により書類を省略することができます。（6ページ参照）
※3　フロン類回収設備を自社で有していて、上記書類が取得できない場合は、事前にご相談ください。
※4　関係書類を有しない場合は、製造メーカーへ資料請求又はホームページ等から入手するなどして、提出書類をご準備ください。
※5　この「十分な知見を有する者」として、以下のような資格があり、この資格を有する場合は、様式1（裏面）に技術者の氏名及び資格名を記入してください。

① フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
- 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- 冷凍空気調和機器施工技能士
- 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- 冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）
- 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
- 自動車電気装置整備士
  （ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習を受講した者に限る）

資格を有しない場合は、過去の実務経験等をお伺いします。なお、類似した資格等を有している場合は、その免状の写しをご持参ください。

② フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

A 冷媒フロン類取扱技術者

第一種:(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

第二種:(一財)日本冷媒・環境保全機構

B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

- 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)(高圧ガス保安協会)
- 上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
- 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- 自動車電気装置整備士
  (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習を受講した者に限る)

C 十分な実務経験(※1)を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習(※2)を受講した者

※1 日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す

※2 環境省及び経済産業省が適正性について判断した「充填に求められる知識」についての講義、考査を指す。

◎ 申請部数

□ 環境課へ申請する場合　　1部

□ 保健福祉事務所へ申請する場合　　2部(添付書類の1部は写しで可)

※ 申請者の控えが必要な場合は、申請者において別途ご準備ください。(控えは写しで可)
控えについては申請受付後に申請者控えとして返却いたしますので、更新時や変更時にご参照ください。

◎ 申請受付期間

□ 新規申請　　随時

□ 更新申請　　登録期間満了日の１ヶ月前から登録満了日まで

◎ お問い合わせ先及び申請窓口について

・佐賀県 くらし環境本部 環境課 大気・水質担当
〒840-8570 佐賀市城内1－1－59　　TEL:0952-25-7774

・佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課
〒849-8585 佐賀市八丁畷町1－20　　TEL:0952-30-1907

・鳥栖保健福祉事務所 環境保全課
〒841-0051 鳥栖市元町1234－1　　TEL:0942-83-6820

・唐津保健福祉事務所 環境保全課
〒847-0012 唐津市大名小路3－1　　TEL:0955-73-4185

・伊万里保健福祉事務所 環境保全課
〒848-0041 伊万里市新天町坂口122－4　　TEL:0955-23-2101

・杵藤保健福祉事務所 環境保全課
〒843-0023 武雄市武雄町昭和265　　TEL:0954-23-3506

※ 県外等の遠隔地から申請を行う場合は、申請書と佐賀県収入証紙をご同封の上、郵送(県庁環境課あて)にて申請を承っておりますが、特定記録などの郵送履歴の保存をお願いします。

記入例（申請書　表）

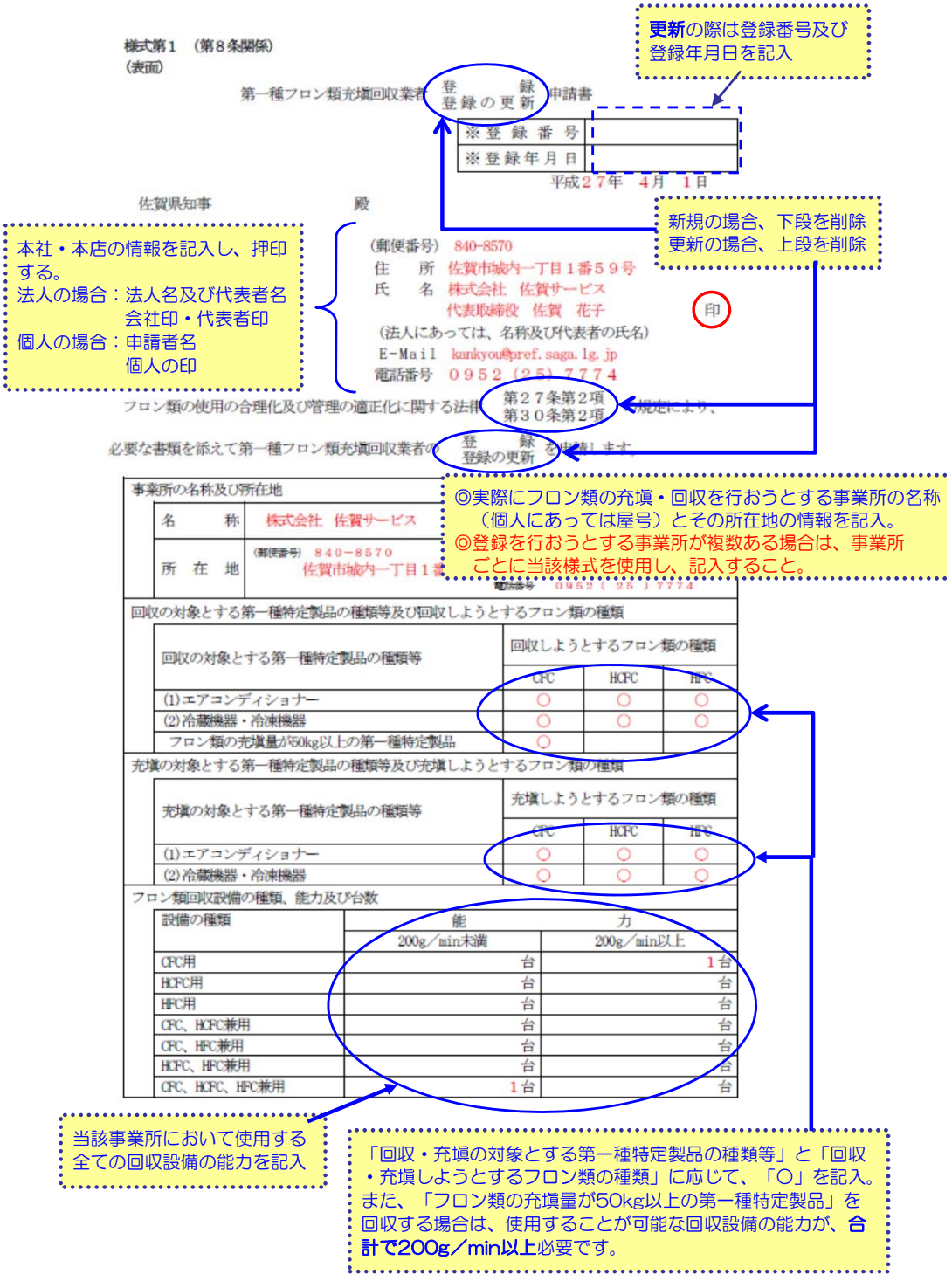

様式第１　（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者　登　録 / 登録の更新　申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成２７年　４月　１日

佐賀県知事　殿

（郵便番号）840-8570
住　所　佐賀市城内一丁目１番５９号
氏　名　株式会社　佐賀サービス
代表取締役　佐賀　花子　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
E-Mail　kankyou@pref.saga.lg.jp
電話番号　０９５２（２５）７７７４

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第２７条第２項 / 第３０条第２項　の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の　登　録 / 登録の更新　を申請します。

事業所の名称及び所在地

名　称	株式会社　佐賀サービス
所在地	（郵便番号）840-8570　佐賀市城内一丁目１番

電話番号　０９５２（２５）７７７４

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○		

充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類等	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g／min未満	200g／min以上
CFC用	台	1台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	1台	台

更新の際は登録番号及び登録年月日を記入

新規の場合、下段を削除
更新の場合、上段を削除

本社・本店の情報を記入し、押印する。
法人の場合：法人名及び代表者名　会社印・代表者印
個人の場合：申請者名　個人の印

◎実際にフロン類の充填・回収を行おうとする事業所の名称（個人にあっては屋号）とその所在地の情報を記入。
◎登録を行おうとする事業所が複数ある場合は、事業所ごとに当該様式を使用し、記入すること。

当該事業所において使用する全ての回収設備の能力を記入

「回収・充填の対象とする第一種特定製品の種類等」と「回収・充填しようとするフロン類の種類」に応じて、「○」を記入。
また、「フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品」を回収する場合は、使用することが可能な回収設備の能力が、**合計で200g／min以上**必要です。

記入例（申請書　裏）

様式第１　（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

佐賀　花子	冷媒フロン類取扱技術者
佐賀　太郎	冷凍空気調和機器施工技能士 ○○○○講習受講予定

施行規則第１４条第９号及び第４０条第２号において、フロン類の性状及びフロン類の充填・回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の充填・回収を自ら行い又はフロン類の充填・回収に立ち会うこととなっています。

この「十分な知見を有する者」として、以下のような資格があり、この資格を有する場合は、技術者の氏名及び資格名を記入してください。

１　フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

- 冷媒回収推進･技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者
- 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- 冷凍空気調和機器施工技能士
- 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- 冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）
- 技術士（機械部門（冷暖房･冷凍機械））
- 自動車電気装置整備士

（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習を受講した者に限る）

２　フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者
第一種：（一社）日本冷凍空調設備工業連合会
第二種：（一財）日本冷媒・環境保全機構

Ｂ　一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

- 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）（高圧ガス保安協会）
- 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に 5年以上従事した者
- 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- 自動車電気装置整備士

（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は 平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に 関する講習を受講した者に限る）

Ｃ　十分な実務経験（※1）を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習（※2）を受講した者

※1　日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者で あって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

※2　環境省及び経済産業省が適正性について判断した「充填に求められる知識」についての講義、 考査を指す。

なお、上記の資格を有しないことが、直ちに「十分な知見を有する者」がいないことにはなりませんので、その場合は、過去の実務経験等を窓口にて伺います。

また、実務経験等を類推できる書面（他の資格等）があれば、ご提示ください。

記入例（誓約書（欠格要件非該当））

フロン排出抑制法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類の例

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

平成２７年　４月　１日

申請日と同一年月日を記載

佐賀県知事　　殿

本社・本店の情報を記入し、押印する。
法人の場合：法人名及び代表者名
　　会社印・代表者印
個人の場合：申請者名
　　個人の印

申請者　住所
　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
佐賀市城内一丁目１番５９号
株式会社　佐賀サービス
代表取締役　佐賀　花子　　印

当該誓約書は、申請者又はその役員が、以下の欠格要件に該当しないことをご確認の上、記名及び押印を行ってください。なお、該当する場合は、登録を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
また、この記載事項に虚偽等があった場合、罰則の対象となりますのでご注意ください。

【法第29条第１項各号】
１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者
２　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第２条第１１項に規定する引取業者をいう。第７１条第２項及び第８７条第２号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第２条第１６項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第５１条第２号ロ及び第６４条第２号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
３　第３５条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
４　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第３５条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその
　第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
５　第３５条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

記入例（誓約書（回収設備所有権））

更新時添付

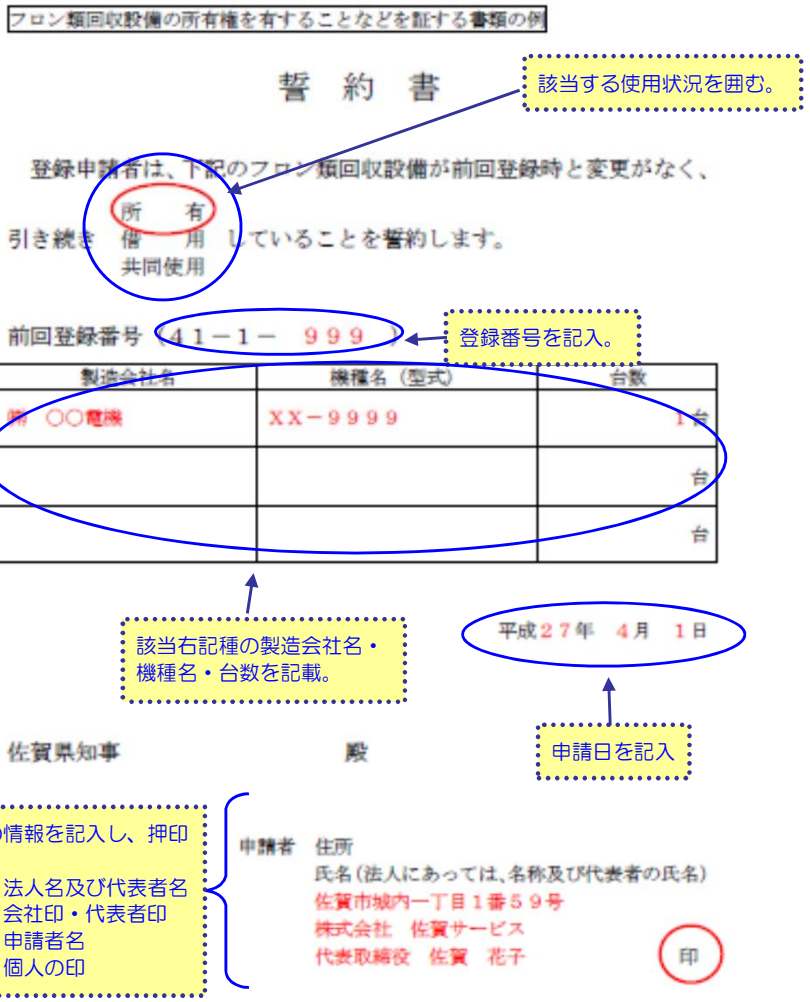

フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類の例

誓　約　書

該当する使用状況を囲む。

登録申請者は、下記のフロン類回収設備が前回登録時と変更がなく、

引き続き　所　有　借　用　共同使用　していることを誓約します。

前回登録番号（４１－１－　９９９）

登録番号を記入。

製造会社名	機種名（型式）	台数
例　○○電機	ＸＸ－９９９９	１台
		台
		台

該当右記種の製造会社名・機種名・台数を記載。

平成２７年　４月　１日

申請日を記入

佐賀県知事　　殿

本社・本店の情報を記入し、押印する。
法人の場合：法人名及び代表者名
　　会社印・代表者印
個人の場合：申請者名
　　個人の印

申請者　住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
佐賀市城内一丁目１番５９号
株式会社　佐賀サービス
代表取締役　佐賀　花子　　印